

# 高知県立学校に係る運動部活動の方針

平成31年1月21日 高知県教育長通知  
令和2年4月1日 一部改訂

## 1 基本方針

- 生徒の自発的な参加により行われる部活動については、スポーツ等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として行われるものである。
- 本活動の方針は、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。
- 本活動の方針は、国が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を参考に、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。
  - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
  - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われること
  - ・ 学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
  - ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
- 学校は、本活動の方針に則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 校長は「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動

に係る活動方針」を策定し、県教育委員会事務局保健体育課に提出する。

イ 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記アの活動方針等を学校のホームページへの掲載により公表する。

エ 校長は、上記イの活動計画及び活動実績について、運動部活動の適正化が図られるよう管理する。

また、中間及び年度末において、各部活動の活動時間を集計したものを県教育委員会事務局保健体育課に提出する。

## （２）指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。

エ 校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布について（令和元年 12 月 11 日付け元文科初第 1214 号）」、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告示等について（令和 2 年 1 月 17 日付け元文科初第 1335 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び県教育委員会が平成 26 年 3 月に作成した「運動部活動全体計画ハンドブック」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努める。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うよう努める。

#### (2) 運動部活動用指導手引等の活用

ア 運動部顧問は、中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引等を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

### 4 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、学校教育の一環として行うことを踏まえ、生徒の将来の可能性を広げる観点や成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究<sup>※1</sup>も踏まえ、休養日・活動時間を次のように設定する。

※1 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも 1 週間に 1～2 日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

### <休養日>

観点① 生徒の心身の健康を守る一ケガ・事故の防止、競技力向上（超回復）等  
→ 少なくとも週当たり1日以上の休養日を継続的に設定する

観点② 生徒の進路選択の幅を広げる一確かな学力の定着、文武両道の実現 等  
→ 定期試験期間中は、原則、部活動は行わない

観点③ 生徒の社会性を育む一様々な体験の機会、友だちや家族との交流を深める 等  
→ 長期休業中には、一定期間のオフシーズンを設定する

※各学校の実態に応じて、①②③を合わせて、年間を通して週2日以上割合で休養日を計画的に設定する。

### <活動時間>

○ 1日の活動時間は、原則として平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。

ただし、次の条件を満たす場合に限り、平日は3時間程度、休日は4時間程度まで延長して行うことができるものとする。

- ・校長が学校経営上必要と認め、かつ、事前に生徒や保護者の同意を得た部活動であること。
- ・校長は、顧問等と連携しながら生徒の健康面等の状態を常に把握することとし、生徒の健康等を損なう可能性が認められる場合には、直ちに当該部活動全体の休養日の設定及び活動時間の削減等について適切な対応を図ること。

なお、顧問はできるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的に行うよう最大限努めること。

イ 県立中学校の休養日等の設定にあたっては、県教育委員会が示した「高知県運動部活動ガイドライン」が、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む）段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点から、休養日、活動時間の設定については、「高知県運動部活動ガイドライン 4. 適切な休養日等の設定」を適用する。

ウ 校長及び運動部顧問は、運動部活動における熱中症事故の防止の観点から、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数、日本スポーツ協会の熱中症予防運動指針等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応するよう検討する。

また、生徒への健康観察をしっかりと行い、活動前、活動中、終了後には、こまめな水分・塩分補給と適切な休憩を取らせるなど、健康管理を徹底する。

## 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、学校の実態に応じて、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置を推進する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

### (2) 地域との連携

ア 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 参加する大会等の精選

ア 各学校の運動部が参加する大会は、『「高知県児童・生徒の運動競技の基準」の廃止に伴う新たな児童・生徒の運動競技の取扱いについて（平成14年4月1日付け13高体保第359号）』のとおりとする。

### 児童・生徒の運動競技に関する基準

#### 1 学校教育活動としての運動競技について

##### (1) 運動競技会の開催・参加についての基本的事項

- ① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会の開催は、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体の共同主催を基本とする。

- ② 主催団体は、運動競技会の規模、日程などが児童生徒の心身の発達から見て無理がないように留意する。
- ③ 主催団体、学校ともに、運動競技会に参加する者については、本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解をも十分得るようにする。

## (2) 運動競技会の開催・参加回数等

- ① 小学校の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、原則として県内における開催・参加とする。
- ② 中学校の運動競技会は県内における4回程度の開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。
- ③ 高等学校の運動競技会は、県内における開催・参加は、地方ブロック大会、全国大会の予選を含めて、各競技について年5回程度とする。また、地方ブロック大会及び全国大会の参加は、各競技についてそれぞれ年2回程度とする。
- ④ この他、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本体育協会（現公益財団法人日本スポーツ協会）の加盟競技団体が主催する全国大会で、競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合は、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。なお、中学生については、文部科学省（スポーツ庁）と財団法人日本体育協会（現公益財団法人日本スポーツ協会）ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる。

2 盲学校、ろう学校及び養護学校（現特別支援学校）の児童生徒の運動競技について  
盲学校、ろう学校又は養護学校（現特別支援学校）の児童生徒の運動競技については、この基準を準用するが、その特殊性を考慮して行わなければならない。

## 3 学校教育活動以外の運動競技について

学校教育活動以外の運動競技会（国外における競技会や遠征合宿等を含む）に児童生徒が参加するに当たっては、保護者が十分責任を持つものであるが、学校としても、保護者及び関係競技団体と連携して、児童生徒が競技会に参加する状況を把握することとする。

イ 校長は、上記アを踏まえ、参加する大会等を精査する。